

女性の求職者に対する職業訓練施策の展開

—失業者対象訓練および短期訓練を中心に—

浅野 かおる

Kaoru ASANO
Associate Professor, Fukushima University

Vocational Training Measures for Unskilled Women over Middle Age

— Focusing on for jobless and short-term training —

This paper surveys and analyzes historical development of vocational training measures by the Women and Youth Bureau, and the Vocational Training Bureau in Ministry of Labor for unskilled women over middle age.

In Chapter 1, vocational training measures for jobless women after World War II is briefly surveyed. In 1950's the public vocational training centers of domestic service were instituted at big cities mainly for a war widow. They reorganized into a center for jobless women in 1960's. The matters about the centers and vocational training were within the jurisdiction of the Women and Youth Bureau in Ministry of Labor. In 1973 the control of the matters was transferred to the Vocational Training Bureau. Vocational training of domestic service was started in public vocational training centers, 5 vocational training centers only for women were established. In 1999, a vocational training for employment promotion of women is abolished. This paper points out that vocational training measures for women are a turning point in order to bring about true sexual equality at present.

Chapter 2 surveys a short-term training measures for women. From 1960's on, although an opportunity for women's part-time jobs drastically expanded, unskilled housewives over middle age had difficulties to get a job. Short-term vocational training classes for them were opened by the Women and Youth Bureau since the latter half of 1960's. In 1977, the Employment Support Center for women was established to offer women guidance and information for employment and short-term vocational training class. On the other hand, in 1986, The Law of Human Resources Development added a short-term course in public vocational training. It was defined as a training course for easy and simple job, for a part-time job later. The main target of the course is women. Today, a short-term course for part-time job is offered as one of various short-term courses. The short-term course for part-time job and short-term vocational training class in the Employment Support Center are both based on the measures for part-time job in Ministry of Labor.

はじめに

近年、女性に対する職業訓練の必要性が強調されるとともに、様々な研究が進められつつある。しかしながら、女性に対する職業訓練史に関する研究は案外少ない。戦後、女性に対してどのような職業訓練が行政的に計画・実施されたのであろうか。数少ない先行研究として、田中萬年「女性対象の公共職業訓練に関するノート——その歴史的変遷を中心として——」(『技能と技術』1990年5月)があげられる。田中は、①女性の職業訓練生数の変遷に即した分析、②1990年現在に存在している「女性中心訓練施設」9校の分析、③「女性中心施設」の訓練科の変遷の分析を行ってい

析といえよう。この成果をさらに深めて、女性対象の公共職業訓練史を明らかにするためには、女性に対する固有の職業訓練施策を視野に入れる必要があろう。戦後の職業訓練施策に関して田中は、「女性の職業訓練の方針や施策が今日ほど強調されず、具体的に出ていなかった」と指摘するにとどまっている。

しかしながら、女性労働者は男性とは異なる「期待」や事情のもとに置かれている事実もあり、職業訓練施策もそうしたものとは無縁ではないだろう。例えば、1960年代よりみられる女性のM字型雇用をあげることができる。一部の職域を除いて、男性が基幹的労働力として位置づいているのである。その意味では、主たる生計者を担わざるを得なくなった中高年女性の状況は厳しいものとなる。このような女性労働力への特殊な「期待」や事情に応じ、女性を固有に対象とする職業訓練施策の動向を検討することが必要である。

こうした問題意識の一側面として、本稿では主として中高年女性に対する職業訓練施策の展開に注目する。職業訓練はいわゆる養成訓練（新規学卒者向け）・向上訓練（在職者向け）・能力再開発訓練（離転職者向け）と分けると理解しやすいが、本稿では、能力再開発訓練（離転職者向け）に属するような、女性求職者に対する職業訓練施策を対象とする。そこにこそ、女性失業者やパートタイム労働希望者等、女性に対する固有の職業訓練施策の「必然性」が、養成訓練（新規学卒者向け）や向上訓練（在職者向け）よりも相対的に早期に課題として立ち上がってくると考えるからである。本稿では、まず、女性失業者に対する職業訓練施策の展開をとりあげ、次に、女性を主たる対象とした短期訓練に注目する。

本稿では、公共職業訓練施策だけでなく婦人少年行政での施策も分析の視野に入れているが、それは、女性に対する職業訓練施策が、むしろ婦人少年行政で課題として位置づけられているからである。このような視野の拡大は、女性に対する職業訓練施策をより明確にすることを可能とするであろう。なお、分析の基本資料として『労働行政要覧』を用いている。

1. 女性失業者のための訓練の展開

まず、女性失業者に対する職業訓練をとりあげみたい。先述のような女性労働力の位置づけからみて、女性失業者の再就職は男性失業者に比べて著しく困難である。そのためにはどのような訓練上の施策がとられたのか、また、時代の要請の中でいかなる展開を遂げたのかを「家事サービス公共職業補導所」を出発点として概観しよう。

(1) 家事サービス公共職業補導所の成立

1950年の国勢調査では配偶者と死別した未亡人の数は496万人で、厚生省調査では1952年9月現在の18歳未満の児童を扶養する母子世帯の数は694,000世帯であった¹⁾。「未亡人等は、夫と死別、或いは離別した婦人ばかりでなく、夫の未帰還、不具廃疾、疾病等による夫の労働不能の者等、戦後の特殊事情のために、その数は著しく増加していた」（昭30、173）。「未亡人等」の問題は、当時の社会問題でもあった。こうした状況を背景として、1954年9月に婦人少年問題審議会が「未亡人等の職業対策に関する建議」で家政婦研究所の設置を要望したのに応じて、家事サービス公共職業補導所が、1956年に東京都に、1957年に大阪府に国庫補助のもとに設置された²⁾。「未亡人等の職業対策」の一環として1955年より内職公共職業補導所も設置され、また「未亡人等の雇用に関する調

査」も1954年以来、婦人少年局で実施されていた。

「未亡人等の職業対策」として家事サービス公共職業補導所を設置したのは、次の理由による。「未亡人等」は、「職業に就くための技術に乏しく、扶養家族があるとか、高年齢になって働きに出る等の点が隘路になって、職業に就くことが困難」であるが、「家庭生活の経験によって、家事サービスに長じていることから未亡人等の特性をいか」すことができ、かつ、「労働市場の需給関係の有利な状態にある家政婦の育成に注目」したからであった。家事サービス公共職業補導所では、「最近の家庭事情に即応した家事サービスの技術、個人家庭に適応するための心構え等を短期間に補導し、信頼性のある有能な家政婦を育成する」ことを目的としている（昭31、205）。

訓練の対象は、「未亡人等を主とするが、一般の婦人も含めて、現在、家政婦として働いている者、新しく家政婦、家事使用人となることを希望する婦人に対しても行う」（昭31、205）とされている。訓練期間は、「未亡人等の職業対策の一環として設置された趣旨を考慮して」2ヶ月とされた³⁾が、「現に家政婦として働いている人たち及び、2ヶ月制によりがたい事情にある人達のために、種目別の単元制コース」も採用された。いずれも、実習本位の訓練を行うとされていた（昭31、205）。訓練の内容は、①家政婦の心得、②調理、③つくりいもの・裁縫、④洗濯、⑤住居器具の手入れ、⑥乳幼児の世話、⑦病人の世話、⑧家庭管理、⑨応接であった（昭31、205）。1958年においては、全課制501名、単元制81名の補導修了者を送り出した（昭34、189）。

例えば、東京都家事サービス公共職業補導所の様子は次のようにあった。

「布団の綿入れや伸子張りといった現在の家庭ではまず見られない家事技術の授業がある一方、電気洗濯機や掃除機の使い方がわざわざ講習されている。授業料は不要。第一期生120人の70%が未亡人、平均年齢は36.5歳で50代以上が10人、旧制高女、高校卒以上が6割と、当時としては学歴が高い」。「『中年未亡人の就職難の打開』の狙いはみごとに当たり、開所早々から求人が続々で、『二食付き日給300円』で就職率は100%だった。求人率が5、6倍、入所の競争率が2、3倍という時期もある」。⁴⁾

電気洗濯機等の使い方の講習も行われ、比較的高学歴の未亡人が訓練を受けていたことがわかる。また、ここでも示されているように、就職状況は良好であった。訓練修了者は公共職業安定所を通じて就業するが、「現在は需要に応じきれないほど就業状態は良好である」（昭35、201）と記されている。当時の公共職業補導所の訓練期間は6ヶ月ないしは1年であった。女性入所者の若年化、就職率の低さも特徴としてあげられよう⁵⁾。その点からみれば、2ヶ月というのは短期間であり、就職状況もきわめてよい。このように、「未亡人等」の就職につながる職業訓練として、家事サービス公共職業補導所は有効な機能を果たしていたといえよう。

(2) 家事サービス職業訓練所への転換

1963年、家事サービス公共職業補導所は、その目的、訓練施設数の拡大、訓練期間等の変更を伴い、名称も「家事サービス職業訓練所」と変わる。その契機は、「失業対策事業制度の刷新改善措置」とされている（昭38、189）⁶⁾。

この時期は、おりからの失業者の増大に対して数々の施策がなされた時期である。例えば、1963年7月には「職業安定法及び緊急失業対策法の一部を改正する法律」が公布され、また失業保険法も1960年3月の改正では「公共職業訓練を受ける場合における給付日数の延長措置」がとら

保険法も1960年3月の改正では「公共職業訓練を受ける場合における給付日数の延長措置」がとられ、1963年8月の改正では「技能手当及び寄宿手当」の支給が加わった。

家事サービス職業訓練所の目的は、「失対婦人、中高年等の就職に困難な女子失業者に対して、家事サービス職業訓練を実施し、家事使用人および家事的職業への就職の促進を図り、あわせて家事サービス職業に従事する者に対する社会の要請に応じようとするもの」（昭38、189）であった。「未亡人等」対象ではなく、「失対婦人、中高年等の就職に困難な女子失業者」を対象とした訓練とされたのであるが、これは「戦後の特殊事情」を経て、先の失業状況の深刻さから「未亡人等」も包摂するような対象の設定となつたのであろう。これまでの2ヶ所に加えて6県で国の補助金を受けて家事サービス職業訓練所が設置され、8ヶ所の施設（後掲＜表3＞参照）で実施されることとなった。修了者数（入所者数）は、＜表1＞に示した。

訓練期間は3ヶ月で、12科目450时限（昭38、189）となり、家事サービス公共職業補導所の時より1ヶ月長くなった。他方で単元制が廃止され、家政婦として働いている者への訓練の機会としての位置づけもなくなり、公共職業訓練所での訓練との類似性をうみだした。次節で述べる公共職業訓練と家事サービス職業訓練との“接近”的一局面ともいえるであろう。訓練の内容は、「調理、裁縫、応接、家庭管理等の家庭生活のための基礎科目に加え、選択科目によって更に自己の適性に応じた家事技術を習得できる仕組み」がなされ、また、「実技を主とし、生活指導に重きをおいて訓練し、職業人としての意欲を高めるとともに職業生活への自信をもたせることを配慮している」（昭38、189）とある。新たに「選択科目」や「生活指導」も位置づけられている。1965年より「ホームヘルパーの養成訓練」も実施され、訓練期間は1ヶ月以上であった⁷⁾。

1971年には425時間と時間数の減少がみられた。訓練科目は、それまで家事サービス科のみであったが、1971年10月から家政科・給食調理科・託児科の三科目となった。家政科では「家庭および寄宿舎等における家の技能」、給食調理科では「集団給食施設等における調理の技能」、託児科では「託児施設等における乳幼児の保育の技能」について、学科と実技の訓練が行われた（昭46、257）。給食調理科が加えられたのは、訓練修了者が炊事婦・給食婦として働いていることが多かったためであろうか。家事サービス職業訓練所修了者の主な就職先は、「個人の家庭をはじめとして、会社、工場、病院等であり、家事使用人、炊事婦、給食婦として」働いていた（昭40、224）とある。

また、失業者に対する訓練なので、そのための措置もあわせて実施されている。他の失業者に対する職業訓練と同じように訓練手当・技能手当等が支給された。さらに、家事福祉施設も設置された。「失業対策事業紹介対象者であって、……家事サービス職業訓練の課程を修了したものは、民間等の安定した職場に就職させることが要請されるが、この訓練の対象となるものの特性から、訓練後も就業の機会が得られないものの生ずることが予想され」、家事福祉施設が設置されたのである。この施設は、訓練修了者で就職の機会が得られなかった者を「家事援助員として雇用し、その生活の安定を図るとともに、家事処理について援護を必要とする家庭に家事援助員を派遣して家事援助業務を行うことを目的」としていた（昭38、189）。こうした施設は、1964年から広島県・神奈川県で財団法人に委託され（昭39、207）、「当初の目的を達成した」として1967年に（3月に神奈川、6月に広島）廃止された（昭42、221）。

家事サービス職業訓練所は、生計の主体者である中高年女性失業者のための訓練施設であったが、次第にその目的と実態にズレが生じていたようである。家事サービス職業訓練は特徴として、「年

いるが、この記述は1967年よりなくなっている。<表2>をみると、訓練生の平均年齢には大きな変化はないが、「既婚者」でそのうち「配偶者なし」の者は、全体の割合でみると1964年には63%（9割×7割）、65年・66年には45%、67年には36%と三分の一に減少し、1968年には25.5%と四分の一に落ちている。1967年には生計の主体者である訓練生の割合が「大多数」とはいえない実態だったと推測できる。1967年の家事福祉施設の廃止ともあわせて考えると、1967年頃には、生計を担う中高年女性失業者のための訓練施設という性格は実態として変容していたのではなかろうか。

<表1> 家事サービス職業訓練所の修了者（入所者）数

年度	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972
人数	800	1,000	1,300	1,300	1,400	1,450	1,561	1,625	1,545

『労働行政要覧』昭和39年版～昭和47年度版より作成

* 1967年までは修了者数、1968年以降は入所者数

<表2> 家事サービス職業訓練所の訓練生の年齢等

年度	平均年齢	50歳以上	既 婚 者	うち配偶者なし	うち18歳未満の子有
1964	46歳	33 %	9割	約7割	8割強
1965	41	22	90%	5割	5割強
1966	44.7	20	90	5割	6割強
1967	44.2	23	90	4割	6割強
1968	43	21	85	約3割	半数近く
1969	38.9	19.2	84	約32%	42%
1970	42.7	25.7	85	約32%	約39%
1971	42.2	24	85	24%	44%
1972	42.7	25	84	30%	—

『労働行政要覧』昭和39年版～昭和47年度版より作成

(3) 職業訓練局への移管

1973年に家事サービス職業訓練は、婦人少年局から職業訓練局へと所管が移管される。その前提には、公共職業訓練と家事サービス職業訓練の“接近”といえるような、法制上の整備があった。

1958年制定の職業訓練法では家事サービス公共職業補導所は位置づけられなかったが、1969年の職業訓練法改正では、職業訓練法施行規則第29条第1項にとりあげられた。職業訓練法第19条第3項の規定に基づき、「都道府県、市町村及び雇用促進事業団が設置することができる施設」として、「都道府県が……家事サービス職業訓練を行なうために設置する施設」があげられていた。つまり、公共職業訓練施設の他に、職業訓練に関し必要な施設として都道府県が設置することができる施設として、職業訓練法施行規則で家事サービス職業訓練所があげられていたのである。

また、1969年の職業訓練法改正では、養成訓練・向上訓練・再訓練・能力再開発訓練という訓練体系が整備され、離転職者向けの訓練として能力再開発訓練（職業転換訓練課程）が設置された。能力再開発訓練（職業転換訓練課程）は、「学校を卒業して就職することなく相当の期間を経過した者、あるいは家庭の主婦で新たに就業しようとする者も対象とする」（昭45、367）としており、主婦のための職業訓練の機会ともされている。能力再開発訓練の設置によって家事サービス職業訓練が公共職業訓練に包摂されることが可能となったのである。

こうした“接近”ともいえる動向のもと、1973年度より、婦人少年局で実施してきた家事サービス職業訓練は職業訓練局に移管され、都道府県立の職業訓練校で、能力再開発訓練における「婦人就職促進訓練」として実施されることとなった（昭48、293）。職業訓練局への移管は、1973年3月9日に職業訓練法施行規則等の一部改正によって行われた。

婦人就職促進訓練とは、女性を対象とした訓練、もしくは女性を優先的に入所させる訓練である。都道府県で特定の公共職業訓練施設での特定の訓練科を婦人就職促進訓練として設定するもので、労働省職業訓練局はその設定を行うよう指導する。根拠となる法令や通達はないとのことである⁸⁾。だが、田中萬年は、根拠となる規定は「勤労婦人福祉法」としている⁹⁾。後述するように、職業能力開発局では男女雇用機会均等法第23条と婦人就職促進訓練を関連づけており、第23条は男女雇用機会均等法のもととなった勤労婦人福祉法第8条「職業訓練」を基本的に引き継いでいることから、田中の指摘は誤りとはいえないであろう。

家事サービス職業訓練の移管は、婦人就職促進訓練の成立だけではなく、公共職業訓練における訓練科や女性専用公共職業訓練施設の設置にも影響を与えた。職業訓練法施行規則の改正で11の訓練科が新設されたが、「家政科」・「給食科」もその中に含まれた。すなわち、家政科・給食科の設置の契機は、家事サービス職業訓練所で実施されていた訓練を引き継いだことによる。訓練期間は、家事サービス職業訓練所では3ヶ月であったが、職業訓練法施行規則では家政科・給食科とともに6ヶ月とされた。しかし、公共職業訓練校での実際の家政科・給食科をみると、3ヶ月、4ヶ月のところもある¹⁰⁾。

また、家事サービス職業訓練所は廃止され、公共職業訓練校に改組されるか、あるいは家事サービス職業訓練所での訓練が公共職業訓練校で実施されることとなった。移管後の動向をみると、＜表3＞に示したように¹¹⁾、東京都・神奈川県・兵庫県・広島県・福岡県では女性専用公共職業訓練校に改組された。愛知県・大阪府では既存の女性専用公共職業訓練校で（愛知県の場合、敷地が同じであった）、長崎県では既存の公共職業訓練校で、訓練科（家政科や給食科）が実施されることになった。移管によって女性専用公共職業訓練施設が5ヶ所（分校を含む）成立し¹²⁾、ここに女性専用公共職業訓練施設設置の一つの契機をみることができよう。これらの5施設は後に、能力再開発訓練だけでなく養成訓練を実施したり、家政科・給食科以外の訓練科を設置したり、婦人就職促進訓練と位置づけるもの以外も訓練科として整備したり、女性専用施設ではなくなったりと、さまざまな変容を遂げる¹³⁾。

婦人就職促進訓練の人数は、家事サービス職業訓練所の時には1,500から1,600人であったが、婦人就職訓練の人数は、＜表4＞に示したとおり2倍の3,000人を越え、1992年からは、急激に増加している。婦人就職促進訓練の訓練科数も増加している。しかし、近年の動向を概観してみると¹⁴⁾、女性専用公共職業訓練校の能力再開発訓練の訓練科を婦人就職促進訓練として設定しているものも多々あり、その存在意義が問われよう。また、ほとんどすべてがいわゆる「女性向け」職種とみなされている訓練科（家政科、給食調理科、介護サービス科、介護福祉科、ワープロ文書科等）に設定されている。

婦人就職促進訓練は、1999年4月の改正雇用機会均等法の施行に伴い、廃止される（婦人就職促進訓練とされた訓練科そのものが廃止されるわけではない）。具体的には、雇用機会均等法第23条「職業能力の開発及び向上の促進」の条項の廃止によるものである¹⁵⁾。「女性向け」あるいは

「女性を優先」する訓練科の存在は、それも「女性向け」職種に設定している点からみて、女性の職域を規定することになり、現代においてはもはやその意義が大きく問われているといえるであろう。

<表3> 家事サービス職業訓練所の職業訓練局への移管後

移 管 前	移 管 後
東京都家事サービス公共職業補導所	東京都立新宿婦人専修職業訓練校となる
神奈川県立家事サービス職業訓練所	神奈川県立横浜女子専修職業訓練校となる
愛知県家事サービス職業訓練所	訓練科は名古屋女子専修訓練校で実施
大阪府立家事サービス職業訓練所	訓練科は夕陽丘女子専修職業訓練校で実施
兵庫県立神戸家事サービス職業補導所	兵庫県立婦人専修職業訓練校となる
広島県広島家事サービス職業補導所	広島県立家政専修職業訓練校となる
福岡県福岡家事サービス訓練所	福岡県立福岡高等職業訓練校・女子分校となる
長崎県佐世保家事サービス訓練所	訓練科は佐世保高等職業訓練校で実施

<表4> 婦人就職促進訓練の人数・訓練科数

年 度	1973	1974~80	1981~90	1991	1992	1993	1994	1995
人 数	3,120	3,360	3,120	3,300	3,540	3,780	4,020	4,260
訓練科数	8	8	8	11	15	9	23	27

『労働行政要覧』昭和48年度版～平成7年度版より作成

2. 短期訓練の展開と女性

次に、主として女性を対象とする短期間の訓練に関わる施策をみてみたい。総務庁観察局編『婦人就業対策等の現状と課題』(1991年8月)では、「婦人就業援助施設等における職業能力開発の見直し」において、①婦人就業援助施設での技術講習、②女子専門の職業訓練校での能力再開発訓練、③技能開発センターでの能力再開発訓練(短期課程)、④働く婦人の家での講習・実習の実態をとりあげ、問題点等を指摘した「勧告」を出している。「女子専門職業訓練校を除けば極めて短期的な訓練・講習等となっている」¹⁶⁾という指摘もあり、「短期的」という点が、就業を希望する女性の職業訓練の一つの特徴といえるであろう。

上記の短期訓練①②④は、婦人少年行政と公共職業訓練で実施されているものである。婦人少年行政では1960年代半ばから中高年女性に対する短期間の訓練を行っていた。今日では、婦人就業援助施設での短期訓練の実施規模の大きさが指摘できる。また、公共職業訓練においては、雇用促進事業団の技能開発センター(現、職業能力開発センター)だけでなく、1991年度より都道府県立の職業能力開発施設でも、パートタイム労働希望者のための短期訓練を実施し、その実施規模も大きくなっている。したがって、婦人少年行政だけでなく、公共職業訓練における短期訓練の展開にも注目していきたい。その際に、労働省のパートタイム労働施策でのそれらの位置づけも視野に入れていいく。

(1) 婦人少年行政における短期訓練

婦人少年行政では、1960年代半ばから中高年女性に対する短期訓練に取り組んでいる。ここでは、その出発点である短期職業講習とその廃止後に現在に至るまで行われている婦人就業援助センターでの技術講習についてみてみよう。

1) 短期職業講習の開始

1960年代は、経済成長を支える賃金の安い若年労働力不足を背景にパートタイム労働者の増大が著しく、女性の職業訓練もこれに対応するようになる。婦人少年局が、中高年齢女性の労働力としての活用や、パートタイム労働に関して取り組み始めたのはこの時期である。婦人少年局は、「婦人労働力の有効活用」を1963年度の重要事項と定めて以降、「パートタイム雇用に関する一般に関心が高まっている」ことから「パートタイム雇用調査」(1965・66・67年)等を行い、また1966年11月には婦人少年問題審議会から「中高年齢婦人の労働力有効活用に関する建議」が出された。

こうした経緯を経て、婦人少年局では、1967年より短期職業講習会を実施した。これは、「最近、中高年婦人労働者の増勢が著しいが、中高年齢婦人労働は、就業に関し、とくに困難な問題を持っているので、これらの中高年齢婦人の能力を發揮するための一助として」実施されたものである。講習会は、「中高年齢婦人に対し、職業能力を賦与し、その就職を容易にするとともに、中高年齢婦人の職域の開拓に資すること」を目的とした(昭42、220)。

短期職業講習会は、2週間、延べ60時間で行われた(昭42、220)。1969年より2週間、延べ66時間となった(昭44、214)。受講資格はおおむね35歳以上50歳未満としている。1967年に東京婦人少年室で短期職業講習会が開始された際には、訓練職種として医療事務、経理事務が実施され、その後、厚生事務、写図、衣料販売、育児・子供用品販売が加えられた。婦人少年室数・受講者数・志願者数は、1971年まで一気に増加し、73年までをピークとして以後急減する<表5>。

<表5> 短期職業講習の実施規模等

年 度	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975
実施婦人少年室数	1	5	10	17	23	22	20	15	13
受 講 者 数	60	180	366	660	705	735	600	495	447
志 願 者 数	1,068	1,813	2,471	2,885	3,041	2,583	3,369	1,541	806

『労働行政要覧』昭和42年度版～昭和50年度版より作成

短期職業講習については、1976年度を最後に、その記述が『労働行政要覧』『婦人労働の実情』からなくなっている。次にとりあげる1977年度からスタートした婦人就業援助センターは技術講習を行っているので、それとの重複との関連で短期職業講習は廃止されたのであろうか。

2) 婦人就業援助施設での短期訓練

都道府県の婦人少年室で「中高年齢婦人」に対して実施されていた短期訓練は、婦人就業援助施設(婦人就業援助センター)の事業として実施されることによって、その規模を拡大していく契機を一つ得ることになる。

婦人就業援助センターの前身は、1(1)でふれた内職公共職業補導所である¹⁷⁾。1955年に東京都は

か5府県に新設されて以来、年々、各都道府県で設置され、1973年に内職相談センターに名称変更された。1976年3月31日現在では41都道府県48ヶ所設置されていた（昭51、210）。

このようにほとんどの都道府県で設置されていた内職相談センターのうち3ヶ所が、1977年度には「内職相談センター・婦人就業援助センター設置運営要綱」（婦発第72号、1977年3月28日）に基づき、拡充強化して婦人就業援助センターに改組された。これは、「近年女子のライフスタイルの変貌、就業意識の多様化に伴い、就業を希望する家庭婦人等が増加」していることから、「就業を希望する家庭婦人等に対する対策として……就業に伴う広範な相談及び指導を行うとともに、就業に必要な技術講習実施し、婦人の能力の再開発を図ることを目的」（昭52、251）としていた。

さらに、「婦人就業援助促進事業実施要綱」（婦発第124号、1979年5月30日）が出され、1979年度からは「雇用福祉事業の一環としての婦人就業援助促進事業とし、その内容を拡充整備」した。婦人就業援助センターの業務内容は、①就業に伴う広範な相談及び指導、②就業に必要な技術講習の実施、③就業に関する調査及び情報の提供、④寡婦等就業に関する相談及び技術講習受講旅費の支給、である（昭54、235）。その後、年々婦人就業援助センターへの改組及び新設を行う都道府県が続き、1982年度には52ヶ所となり（昭57、224）、内職相談センターは全て改組されたようである¹⁸⁾。ほとんどの都道府県で既設の施設を改組することで、就業を希望する「家庭婦人等」を援助する施設の全国的な設置が容易となったのである。

婦人就業援助センターは、パートタイム労働希望者を対象とした施設としても位置づけられていく。1984年に労働省より出された「パートタイム労働対策要綱」では、「パートタイム就労希望者等に対して、全国の婦人就業援助施設において、就業に関する広範な相談、指導、技術講習を行うとともに、働く婦人の家において職業に関する情報、知識を付与するための講習を実施する」とある¹⁹⁾。ただし、ここでは公共職業訓練には言及していない。また、後述の「総合的パートタイム労働対策」（1989年）等でも婦人就業援助センターに言及している。

次に、技術講習についてみてみよう。内職公共職業補導所、内職相談センターでも実施されていたが、講習内容は内職に関わるもののみであった。「婦人就業援助促進事業実施要項」では、「婦人就業援助施設の行う技術講習の講習体系及び講習基準は別に定めるものとする」とある。婦人就業援助センターでは、当初、次のような技術講習が行われていた。「縫製、編物、和裁、経理事務、和文タイプ等の職種について16日以上の技術講習を9ヶ所で計77回実施した」（昭53、225）。1981年に病人介護、1986年にワープロ・パソコン、1991年に販売が新たに主な科目としてあげられている。技術講習の実施規模は、＜表6＞の技術講習受講実人員数にみられるように、短期職業講習の時よりもかなり拡大している。ほとんどの都道府県に設置された婦人就業援助センターの、事業として技術講習を実施することによって、実施規模拡大の契機を得たといえるであろう。また、「パートタイム労働対策要綱」等が出されたことも、規模拡大に影響を与えているのではなかろうか。

近年の技術講習の状況を福島県女性就業援助センターの1998年度実績を例にみてみよう²⁰⁾。パソコン（3級）、協会パソコン（3級）ワープロ（3級、4級）、簿記（2級、3級）、POP・ラッピング、POP・ステンシル、医療事務、社会保険労務事務が実施されており、計29コースがそれぞれ20～26人の定員で21日間行われ、計616人の定員であった。福島市以外の市町でも開催されている。全体では申込者数1609人、受講者数628人、修了者数593人、就職者数228人で、申込者数、就職者数はコースごとにばらつきがあり、特に就職者数はかなりばらつきがみられる。修了者の就職

率は全体では38%で、就職率が8割ないし、7割を越えるコースは各1コースのみで、6割を越えるコースは2コース、5割を越えるのは4コースである。4コースは、修了者のうち1人しか就職できなかった。就職率が芳しくないことが指摘できるであろう。こうした就職率の低さは福島に限ったことなのだろうか²¹⁾。

<表6> 技術講習の実施規模

年度	技術講習件数	技術講習受講実人員数
1983	—	11,801
1984	671	12,865
1985	726	13,928
1986	760	15,131
1987	761	15,559
1988	780	15,515
1989	827	16,259
1990	869	16,982
1991	889	17,885
1992	910	18,679

『労働行政要覧』昭和58年度版～平成4年度版より作成

(2) 公共職業訓練における短期訓練

先に婦人就業援助センターにおける短期訓練についてみたが、現在、公共職業訓練でもかなりの規模で、パートタイム労働希望者を対象とした短期訓練が実施されている。ここでは、公共職業訓練における短期訓練の展開についてみてみよう。

1) 公共職業訓練体系における短期課程の登場

公共職業訓練では、婦人少年行政よりも遅く、1980年代半ばから短期訓練が始まる。それは、職業訓練法を再編成して1985年に制定された職業能力開発促進法で養成訓練及び能力再開発訓練にそれぞれ短期課程を新設したことによる。田中萬年によれば、短期課程は、「職業訓練の基準の弾力化」の具体化の一つで²²⁾、次のような特徴を持つ。訓練の期間を定めず、訓練時間12時間以上というのが唯一の「基準」であり、「従来の向上訓練における技能向上課程の基準枠組みをそのまま応用した形式をと」り、「教科目などを配した別表はなく、……転失業者を対象とした訓練としては、訓練期間を定めない、従来とはまったく異なった新しい基準である」²³⁾。

能力再開発訓練・短期課程では、訓練の対象者は「職業を転換して軽易な業務等に従事しようとする者」で、教科の科目は「軽易な業務等に従事するために必要な技能を習得するために必要と認められるもの」で、訓練時間は12時間以上とされた（昭60、327～328）。「軽易な業務」とは「身体又は精神の緊張の少ない業務」を指し、「『軽易な業務等』には、従来従事していた業務に類似した業務を含むものであること」としている²⁴⁾。

能力再開発訓練・短期課程が、主要な対象を女性としていることは、例えば次の二つから明らかである。1985年11月30日付の通達（「公共職業訓練施設における短期課程の能力再開発訓練の実施について」管発第52号・開発第66号）では、次のように述べている。

「公共職業訓練施設において短期課程の能力再開発訓練を実施するに当たっては、……、婦人就業援助施設において実施されている婦人就業援助事業は、婦人失業者等求職者を対象として就業相談、技術講習等を一貫して総合的に行うことによりその就業援助を図ることを目的とする事業であり、その一環として技能の付与が行われていても、技能の習得を主たる目的とする職業訓練とは異なるものであるが、短期課程の能力再開発訓練については、当該事業の実施状況にも留意しつつ、短期課程の能力再開発訓練の円滑な実施を図るよう御配慮をお願いする。」²⁵⁾

ここでは、能力再開発訓練・短期課程での訓練を始めるにあたって、婦人就業援助施設で既に行われている技術講習の実施状況に留意しつつ実施するよう指示しており、短期課程の対象の一つの柱を女性とみなしているといえよう。

また、『労働行政要覧』で、「女子労働者の増大に対応した職業能力開発体制の整備も必要となっており、女子のニーズの多い訓練の充実を図り、特に再就業を希望する女子の能力開発の機会の充実を図るため、短期間の訓練コースを開設した」（昭61、307）としていることからも、短期課程が再就業を希望する女性のための訓練であることを指摘できる。

2) パートタイム労働希望者の訓練としての明確化

能力再開発訓練・短期課程は、1989年にパートタイム労働希望者のための訓練と規定される。「パートタイム労働者として軽易な業務等に従事することを希望する者」を対象として、「その職務に必要な基礎的な技能・知識を付与するための訓練」としたのである。短期課程による訓練は、「近年、都市部及びその周辺において第三次産業関連職種を中心に軽易な業務等についてパートタイム労働者の求人需要が高まるとともに、これらの業務に従事する等就労意欲の高い求職者も増加してきており、その雇用拡大のため」に実施するものとする（平2、323～324）。1989年度より雇用促進事業団の技能開発センター（現、職業能力開発センター）で、1991年度より都道府県立の職業訓練校で実施されるようになった。このことについて『婦人労働の実情』でもとりあげており²⁶⁾、女性が主要な対象とみなされていることには変わりがない。

パートタイム労働希望者の訓練の設置は、次のような背景にもよると推測される。労働省は、1989年に「パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について考慮すべき事項に関する指針」（いわゆる「パートタイム労働指針」）を出し、さらに「『パートタイム労働指針』の定着とパートタイム労働市場の円滑な需給調査を促進する」ため、パートタイム労働に関し労働省の講ずる施策を「総合的パートタイム労働対策」として定めた。「『総合的パートタイム労働対策』については、次の点に留意しつつを進めている」とある中の一つに、「パートタイム労働者の質的向上を図るためにの施策として、パートタイム就労希望者に対する……婦人就業援助施設等における講習等を実施すること、公共職業訓練施設において職業訓練コースの提供等を行うよう努めること」とある（平元、225～226）。すなわち、「総合的パートタイム労働対策」での要請に応じて、パートタイム労働希望者のための訓練として短期課程を規定したと考えられる。

1993年には「パート訓練」が職業訓練施策として登場する。1993年に職業能力開発促進法が改正され、公共職業訓練の訓練体系が、養成訓練・向上訓練・能力再開発訓練という区分から、普通職業訓練（普通課程、短期課程）と高度職業訓練（普通課程、短期課程）に変更された。普通職業訓練・短期課程は、「訓練の対象者は職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識

を習得しようとする者とされ、在職労働者、高齢者、パートタイム労働を希望する者、離転職者、技能検定の受検を目的とする者等の様々な者が対象となりうるもの」と能力再開発訓練・短期課程よりも対象が拡大された。「訓練期間は原則6ヶ月以下とされ、訓練時間は一部を除き12時間以上」とされた（平5、341）。この短期課程には「管理監督者コースの訓練」、「技能士コースの訓練」等があるが、「パート訓練」も登場したのである（平5、347）。

「パート訓練」の訓練対象・目的等は、1989年の能力再開発訓練・短期課程と同様で、訓練名に「パート訓練」と掲げた点に違いがあるだけである。短期課程の対象が拡大されたので、「パート訓練」と名称をつける必要があったのであろう。また、1993年に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆるパートタイム労働法）が制定され、第11条「職業訓練の実施等」では、「国、都道府県及び雇用促進事業団は、短時間労働者及び短時間労働者になろうとする者がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、……職業訓練の実施について特別な配慮をするものとする」としているため、実態が既にあった訓練に「パート訓練」という名称を与えたものとも推測できる。また、同法に基づいて1994年に出された「短時間労働者対策基本方針」でも、「短時間労働者の職業能力開発及び向上等に関する施策」をあげており、「短時間労働者になろうとする者」に対して、「職業能力の開発、向上が図られるよう公共職業能力開発施設においてニーズに応じた職業訓練コースの充実を図る」としている。なお、「短時間労働者の職業能力開発及び向上等に関する施策」では、婦人就業援助施設にも言及している。婦人就業援助施設はパートタイム労働法第11条とも関連しているであろう。「パート訓練」の実施規模は、＜表7＞に示したように飛躍的に伸びており、特に1993年・1994年の増加は、パートタイム労働法および「短時間労働者対策基本方針」と関連があるのでなかろうか。

「パート訓練」の具体的な状況を、福島職業能力開発促進センターでの短期課程（2ヶ月未満）の実施計画でみてみよう＜表8＞²⁷⁾。この施設の1994年度実施計画では「短期課程（速成訓練）」としており、また「（女子パート）」等の対象の明示もなかった。1995年度からほぼ同じ内容でありますから「短期課程（2ヶ月未満）」となり、対象を「（女子パート）」等と示すようになった。先にみた福島県の女性就業援助センターでの技術講習に比べると、期間（及び時間数）が短く、その訓練科目数、訓練実施規模も小さいことがわかる。もちろん、この施設内のみで行われている。「軽易な業務等」に従事するパートタイム労働希望者対象の訓練なので、時間数が短いのであろうか。また、女性就業援助センターの訓練科目との重複もみられる。

＜表7＞ 「パート訓練」実施規模

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995
人数	3,000	4,000	7,000	11,800	17,900	17,900

『労働行政要覧』平成2年度版～平成7年度版より作成

<表8> 福島職業能力開発センターにおける短期課程（2ヶ月未満）

訓練科目	定員	訓練時間	訓練期間	訓練実施月
ワープロ初級（女子パート）	45名	24時間	4日	5月、2月
ワープロ初級（高齢パート）	15名	24時間	4日	5月
ワープロ初級（家庭婦人）	20名	24時間	4日	7月
ワープロ中級（家庭婦人）	20名	24時間	4日	8月
ワープロ中級（女子パート）	30名	24時間	4日	6月、3月
POPデザイン（女子パート）	15名	24時間	4日	7月
文書校正（女子パート）	10名	24時間	4日	2月
介護サービス（高齢パート）	20名	24時間	4日	9月

福島県商工労働部職業能力開発課『平成10年度 職業能力開発事業の概要』p.26より

おわりに

1では、1950年代半ばから実施された女性失業者ための訓練の展開についてみてきた。婦人少年行政が実施した未亡人等の職業対策としての「家事サービス公共職業補導所」は、1960年代半ばには女性失業者・中高年女性のための「家事サービス職業訓練所」へと転換された。そして、家事サービス職業訓練の婦人少年局から職業訓練局への移管は公共職業訓練での能力再開発訓練における「婦人就職促進訓練」の成立だけでなく、訓練科としての家政科・給食科の設置、女性専用公共職業訓練施設の成立の契機となったのである。

2では、主として女性に対する短期訓練をとりあげた。女性に対する短期訓練は1960年代後半に婦人少年行政で実施され、1970年代後半より婦人就業援助センターの設置によって全国的に展開した。公共職業訓練では、1980年代末より短期課程の新設によって短期訓練が実施され、それがパート労働希望者対象の訓練と規定され、今日では「パート訓練」が実施されている。その主要な対象は女性である。「軽易な業務等」への従事のための訓練という点が、婦人就業援助施設での短期訓練と区別される点でもあろう。今日、婦人就業援助センターと公共職業能力開発施設で実施されている短期訓練は、規模も大きくなっている。両者ともパートタイム労働施策の中で位置づいており、これらの短期訓練は、女性パートタイム労働者養成のための積極的な施策とみてよいのではなかろうか。

本稿で示したように、公共職業訓練施策だけでなく、婦人少年行政における女性への職業訓練施策を視野に入れてみると、女性に対する職業訓練施策の展開を分析する上でその広がりと意味を検討する際に有効であるといえるであろう。

また、本稿の分析結果を現代的な視点からみると、次の課題が指摘されるだろう。第一に、職域による性の偏りの解消や雇用における男女平等の観点からみた場合、婦人就職促進訓練の廃止にもみられるように、女性に対する固有の職業訓練施策の意義や役割の評価に関して、転換点に立っているといえよう。今後問われてくるのは、女性のみを対象とした公共職業訓練施設や女性就業援助センターの存在やその訓練職種等の評価であろう。先にみた女性就業援助センターでも「女性向け」職種の訓練が実施されている。それらの施設での訓練は女性の職域を規定する性格をもつて、差別を助長・拡大するものとなるのか、両性の平等に寄与するものとなりうるのか、検討が必要であろう。

第二に、短期訓練が女性の就業にいかなる効果を持ちうるのかという点である。パートタイム労働法では、短時間雇用者とは労働時間が週35時間未満の者を指すだけで、その労働内容については何ら正規雇用者と区別されていない。また、パートタイム労働の実態からみれば、一時的・短期間というよりも雇用の長期化が進み、労働内容も正規雇用者と近似する者がかなりの割合を占めている。したがって、パートタイム労働希望者であっても、短期間の訓練では不十分なのではないだろうか。その点で、本稿でも少しふれたが、就職状況等のデータの検討等も必要であろう。短期訓練が、<パートタイム労働=短期で軽易な仕事=労働条件が悪くともやむを得ない>といった一種のイデオロギー的な機能を持つ可能性はないかというと、いい過ぎであろうか。

[註]

- 1) 労働省『労働行政要覧 昭和29年版』、p.186。以下、『労働行政要覧』からの引用は、年版と頁数をその引用末に示した。例えばこの場合ならば、(昭29、186)となる。
- 2) 1956年には、「簡易家事サービス公共職業補導所」の設置も行われている。これは、「家事使用人を希望する中学卒業者を主たる対象とし、農閑期二週間の短期補導を実施して都市の家庭に役立つ健康な家事使用人を育成しようとするもの」であった。「家事使用人の供給県」である新潟・山形・秋田・鹿児島県、そして1957年には長野県に設置された(昭32、182)。
- 3) 2ヶ月間で延べ264時間の訓練が行われたとも記されている(財団法人東京女性財団編『都民女性の戦後50年一通史』ドメス出版、1997、p.278)。
- 4) 同上書、p.278
- 5) 当時の補導生の年齢構成については、女子は18歳以下が55.8%、19~24歳が31.9%を占めていた。就職の動向については、「…女子は男子に比して自営率が高く、又未就職率も同様高い点が特徴的である。これは女子の補導種目が洋裁等自営に適した職種が多いこと、女子の就職範囲が年齢その他の事情から男子に比較して限られているためである」と指摘されている(労働省職業安定局失業対策部『失業対策年鑑 昭和30年度版』、pp.409~410)。
- 6) これは、「失業対策制度の刷新改善」の誤りではなかろうか。『労働行政要覧』の昭和39年版以降では、家事福祉施設に関してのみ、「失業対策事業刷新改善の一環として設置をはかった」(昭39、207)とあり、また「失業対策事業」の性格から考えて、家事福祉施設のみが直接的に「失業対策事業」にあたると思われる。
- 7) ここでいうホームヘルパーとは、「事業場に雇用されて、従業員の家庭で家事担当者に病気、出産等があった際派遣されて家事を代行する者」である(労働省婦人少年局編『婦人労働の実情 1967年版』p.86)。
- 8) 労働省職業能力開発局管理課の説明による(1999年3月19日)。婦人就職促進訓練を「雇用対策法に基づき寡婦等を対象とした訓練」と記載するものもあるが、誤りであろう。
- 9) 田中萬年『わが国における公的職業訓練とそのカリキュラムの歴史的展開に関する研究』(東京工業大学1994年度学位論文) 1995、p.180
- 10) 労働省編『昭和49年度 全国公共職業安定所・職業訓練校 所在地一覧』雇用問題研究会、1974、による。
- 11) 労働省編『昭和47年度 全国公共職業安定所・職業訓練校 所在地一覧』雇用問題研究会、

- 1972、および、労働省編『昭和49年度 全国公共職業安定所・職業訓練校 所在地一覧』雇用問題研究会、1974、による。移管前の家事サービス職業訓練所の施設名は、婦人少年局編『婦人労働の実情 昭和45年版』(p.85)に掲載の「家事サービス職業訓練施設設置一覧」による。
- 12) なお、1972年度では、公共職業訓練校で名称に「婦人」・「女子」をつけた施設は、小田原婦人専修職業訓練校（神奈川県）、名古屋女子専修職業訓練校（愛知県）、夕陽丘女子専修職業訓練校（大阪府）の3施設のみであった（労働省編『昭和47年度 全国公共職業安定所・職業訓練校 所在地一覧』雇用問題研究会、1972による）。ただし、名称に「婦人」・「女子」をつけていない施設でも女性専用の公共職業訓練施設が存在していたと思われる。
- 13) この5ヶ所のうち、1998年度現在も名称に「女性」・「女子」をつけた施設として存在しているのは、兵庫県のみである。ちなみに、1998年度現在、名称に「女性」・「女子」のついた公共職業能力開発施設を設置しているのは、北海道・埼玉県・愛知県・京都府・兵庫県・大阪府である。
- 14) ここでは、『職業安定行政組織 職業能力開発行政組織及び施設一覧』平成3年度版～平成6年度版、及び、『ACCESS 1996 全国公共職業安定所・職業能力開発施設等所在地一覧』雇用問題研究会、『ACCESS 1998 全国公共職業安定所・職業能力開発施設等所在地一覧』雇用問題研究会をもとにしている。ただし、これらの資料から把握できる婦人就職促進訓練の人数・訓練科数と<表4>で示した人数・訓練科数は一致しない。
- 15) 労働省職業能力開発局管理課の説明による（1999年3月19日）。
- 16) 総務庁行政監察局編『婦人就業対策等の現状と課題』1991、p.75。同書によるとそれぞれの訓練期間は、①婦人就業援助施設が行う技術講習は開講延べ時間105時間（1日5時間×21日間）、②女子専門職業訓練校の能力再開発訓練は6ヶ月（800時間）、③技能開発センターにおける能力再開発訓練（短期課程）は12時間以上150時間程度を上限、④働く婦人の家における講習・実習は40時間程度、とある（pp.74～75）。
- 17) 内職公共職業補導所は、未亡人等の職業対策の一環として1955年に設置されたもので、家庭外に出て働くことの困難な未亡人・主婦・身体障害者・高齢者等を対象として、内職に関する相談・斡旋・その他諸般の援助を総合的に行うことを目的とするものであった（昭32、181）。
- 18) 労働省『労働行政要覧』昭和57年度版以降、内職相談施設の記述がなくなっている。
- 19) なお、「働く婦人の家」では、1988年度より「老人介護実習」を実施している。この講習は、「高齢化の進展に伴って、今後需要の増大が見込まれる老人介護の分野に再就職を希望する主婦等を対象に、介護に必要な基本知識・技術習得の機会を与え、女子の再就職の促進に資すること目的」としている（昭63、234）。また、1993年度より「保育サービス講習」を実施している（平5、225）。これは、「共働き家庭の子育てを支援することを希望する主婦等を対象」としたものである（平7、174）。
- 20) 福島県商工労働部職業能力開発課『平成10年度 職業能力開発事業の概要』p.85。
- 21) ちなみに、同年度、福島職業能力開発センターで行われた6ヶ月訓練のビジネスワーク科は入学者61名が全員女性で53名が修了したが、そのうち42名が就職している（41名は県内就職）。入学者の年齢が29歳以下が39名、30～44歳が21名と、相対的に年齢が若かったのかもしれないが、69%の就職率は女性就業援助センターでの技術講習の就職率の低さをきわだたせる事実で

あり、ひいては技術講習のあり方について疑問をもたせるものであろう（福島県商工労働部職業能力開発課『平成10年度 職業能力開発事業の概要』p.38）。

- 22) 田中萬年によれば、職業能力開発促進法の公布にあたり、労働省は、①民間の自主的な教育訓練を重視し、これに対する指導援助を強化すること、②公共職業訓練を自主的かつ弾力的に行うことにより、その活性化を図ること、の2点を「基本的な考え方」としていた。②の具体化の一つとして、短期課程の新設を田中は指摘している（田中、前掲書、p.210）。
- 23) 田中、前掲書、p.212
- 24) 「職業訓練法の一部を改正する法律の施行について」1985年10月1日、能開第210号（労働省職業能力開発局編『職業能力開発関係法令・通達集（I）－② 職業能力開発関係通達編』雇用問題研究会、1993、p.234）
- 25) 同上書、p.812
- 26) 労働省婦人局編『婦人労働の実情』では平成元年版以降、毎年とりあげている。例えば、「女子の能力開発」の項で、「平成元年度より、大都市及びその周辺の技能開発センターにおいて、パートタイム求職者に対する短期の能力再開発訓練を試行的に実施している」（平成元年版、p.78）とし、「……更に平成3年度より都市部の職業訓練校において、パートタイム求職者に対する短期課程の能力再開発訓練を実施している」（平成4年版、p.99）としている。
- 27) 福島県内においては他の職業能力開発センターおよび県立高等技術専門校では、こうした訓練は行われていない。また、この短期訓練の就職状況等の実績を示す資料は福島県商工労働部職業能力開発課『平成10年度 職業能力開発事業の概要』には掲載されていない。